

四万十町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町税条例 平成18年 3 月20日条例第53号 (町民税の納税義務者等) 第23条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、<u>その事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u> (所得割の課税標準) 第33条 略 2～4 略 5 法<u>第23条第1項第17号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 略 (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。 (法人の町民税の申告納付)	○四万十町税条例 平成18年 3 月20日条例第53号 (町民税の納税義務者等) 第23条 略 2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u> (所得割の課税標準) 第33条 略 2～4 略 5 法<u>第23条第1項第16号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 略 (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.3</u>とする。 (法人の町民税の申告納付)

改正後	改正前
する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 略 第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の9</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の9</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 (1)～(6) 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の9</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。 (軽自動車税の税率) 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>2,000円</u> イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u>	する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 略 第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の7</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の7</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 (1)～(6) 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の7</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。 (軽自動車税の税率) 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>1,000円</u> イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u>

改正後	改正前
ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u> エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u> (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 <u>2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</u> <u>3輪のもの 年額 3,900円</u> <u>4輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 10,800円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> イ 小型特殊自動車 <u>農耕作業用のもの 年額 2,000円</u> <u>その他のもの 年額 5,900円</u> (3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u> (公益法人等に係る町民税課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の	ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u> エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u> (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 <u>2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円</u> <u>3輪のもの 年額 3,100円</u> <u>4輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 5,500円</u> <u>自家用 年額 7,200円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,000円</u> <u>自家用 年額 4,000円</u> <u>専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円</u> イ 小型特殊自動車 <u>農耕作業用のもの 年額 1,600円</u> <u>その他のもの 年額 4,700円</u> (3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u> (公益法人等に係る町民税課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで
	_____)の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の

改正後	改正前
適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項まで）の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。	適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）</u>を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（<u>租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）</u>に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。 <u>（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u>
第6条 削除	第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「<u>居住用財産の譲渡損失の金額</u>」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。 2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「<u>通算後譲渡損失の金額</u>」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資

改正後	改正前
	<u>産に係る同項第４号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第５項第１号の規定により読み替えて適用される同条第５項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第４項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第１項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第１項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が、3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。</u> 4 <u>附則第16条の４第１項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の４第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の４第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第１項、第18条第１項、第19条第１項又は第20条の２第１項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第１項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第１項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第１項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の２第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u> 5 <u>第３項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>（１） 第36条の２第５項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑</u>

改正後	改正前
	<u>損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。</u> <u>（2）第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u> <u>（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u> <u>第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（こ</u>

改正後	改正前
	れらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が、3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。 4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附

改正後	改正前
	<u>則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u> <u>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</u> <u>(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u> <u>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</u> <u>第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u> <u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用</u>

改正後	改正前
(寄付金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は<u>附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があると	<u>を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u> 3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。 (寄付金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は<u>附則第20条の2第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>平成27年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があると

改正後	改正前
き（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2 略 3 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の2 略 2～8 略 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 <u>（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> <u>（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>（3） 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>（4） 熱損失防止改修工事が完了した年月日</u> <u>（5） 熱損失防止改修工事に要した費用</u> <u>（6） 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> <u>（軽自動車税の税率の特例）</u> 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車	き（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。 2 略 3 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の2 略 2～8 略 第16条 削除
自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた日から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分	

改正後				改正前			
の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。							
第82条第2号ア	3,900円	4,600円					
	6,900円	8,200円					
	10,800円	12,900円					
	3,800円	4,500円					
	5,000円	6,000円					
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額 (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額				(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額 (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額			

改正後	改正前
イ 48万円 ロ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例） 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 略 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）	イ 48万円 ロ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例） 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 略 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

改正後	改正前
第19条の2 略 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。 この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。 （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例） 第19条の3 略 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等 <u>の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等</u>を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等<u>を取得したものと</u>それぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。 （旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告） 第21条 <u>第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般</u>	第19条の2 略 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。 この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。 （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例） 第19条の3 略 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の<u>同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものと</u> <u>それぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u> （旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告） 第21条 <u>平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあ</u>

改正後	改正前
社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。	るのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。 2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。
第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類 (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類 (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物	第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類 (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類 (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物

改正後	改正前
館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類 (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)	館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類 (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)
	第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

改正後	改正前								
	<u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）</u> 第22条の2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。 <table><tr><td rowspan="2">附則第17条第1項</td><td>第35条第1項</td><td>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</td></tr><tr><td>同法第31条第1項</td><td>租税特別措置法第31条第1項</td></tr><tr><td>附則第17条の2第3項</td><td>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</td><td>第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</td></tr></table>	附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項	附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条第1項	第35条第1項		第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）						
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項							
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）							

改正後	改正前			
				災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項		東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
	附則第18条第1項	第35条第1項		第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
		同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項	
	2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前			

改正後	改正前
	<u>項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u> 3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 <u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</u> 第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

改正後	改正前
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第22条 略</u> (個人の町民税の税率の特例) <u>第23条 略</u> 四万十町税条例の一部を改正する条例 平成 2 5 年四万十町条例第 2 5 号 附則第20条の 5 を削る。 <u>附則第21条の 2 中「附則第41条第 9 項各号」を「附則第41条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第41条第 9 項」を「附則第41条第 8 項」に改める。</u> 附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第 47 条の 2 第 1 項及び第 47 条の 5 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日 (2) 附則第 7 条の 4、第 16 条の 3 及び第 19 条から第 20 条の 5 までの改	2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第 3 項若しくは第 4 項又は第13条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第45条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第45条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第24条 略</u> (個人の町民税の税率の特例) <u>第25条 略</u> 四万十町税条例の一部を改正する条例 平成 2 5 年四万十町条例第 2 5 号 附則第20条の 5 を削る。 附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第 47 条の 2 第 1 項及び第 47 条の 5 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日 (2) 附則第 7 条の 4、第 16 条の 3 及び第 19 条から第 20 条の 5 までの改

改正後	改正前
正規定(附則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)並びに次条第 3 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日	正規定_____並びに次条第 3 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日
(経過措置)	(経過措置)
第 2 条 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)</u>第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債(同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。	第 2 条 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された<u>旧租税特別措置法</u>
第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債(同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。	_____第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債(同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。
2 この条例による改正後の四万十町税条例(以下「新条例」という。)第 47 条の 2 及び第 47 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の<u>地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)</u>第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。	2 この条例による改正後の四万十町税条例(以下「新条例」という。)第 47 条の 2 及び第 47 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の_____<u>地方税法</u>第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。
3 新条例附則第 7 条の 4、第 16 条の 3 及び第 19 条から第 20 条の 2 までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。	3 新条例附則第 7 条の 4、第 16 条の 3 及び第 19 条から第 20 条の 2 までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。